

名古屋市立大学高等教育研究編集委員会要領

令和7年11月14日制定
(令和7年10月8日適用)

この要領は、名古屋市立大学高等教育研究発行要綱第4条に基づき設置される名古屋市立大学高等教育研究編集委員会（以下「委員会」という。）の業務、構成について定めるものとする。

1. 委員会は、以下の業務を行う。

- 本紀要の年度計画案（予算案を含む）ならびに年度報告の作成
- 各種目記事の企画、立案、原稿依頼
- 投稿原稿の査読・閲読
- 投稿論文の採否決定
- 特集号の企画
- その他、編集に必要な業務

2. 委員会は、以下の構成員をもって組織する。

- 編集委員長：1名
- 副編集委員長：若干名（必要に応じて設置）
- 編集委員：若干名
- ゲスト編集委員：必要に応じて設置
- 事務局：委員会の事務局を高等教育院内に置く。

3. 委員会構成員の選定及び任期は以下のとおりとする。

- 編集委員長は、名古屋市立大学高等教育院長（以下「本院長」という。）が選定し、委嘱する。任期は1期2年とし、再任を妨げない。
- 副編集委員長、編集委員およびゲスト編集委員は、編集委員長が推薦し、本院長が委嘱する。任期は原則として1期2年とし、再任を妨げない。ゲスト編集委員の任期は必要最短期間とし、編集委員長が定める。

4. 委員会は原則として年2回開催する。必要に応じて随時開催することができる。

5. 委員会は、投稿された論文について査読を行う。ただし、本委員会の依頼に基づき投稿された論文についてはその限りではない。

6. 投稿された論文の採否は以下のとおりとする。

1. 投稿論文の採否は、委員会の議に基づき決定する。
2. 委員会は、審査結果に基づき、投稿者に修正を依頼することができる。
3. 委員会は、掲載予定の原稿につき、執筆者との協議を通じて、内容および表記を変更することがある。

7. 本要領の改廃は、高等教育院運営会議において行う。